

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【訓令】

- 岡山県情報システム運営規程
（県例規集登載）

【告示】

- 港湾施設の指定の一部改正
（県例規集登載）
- 平成二十七年県統計調査の実施指定居宅サービスの事業の廃止
- 漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理である地方公共団体の長が管理することが適当と認め知事と協議して定めた区域の廃止
- 建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 車両制限令第三条第一項第三号に定める

保健福祉課

耕地課

情報政策課

港湾課

統計分析課

長寿社会課

水産課

監理課

道路整備課

目次

担当課（室）

道路及び同令第十条第一項に定める通行方法の指定

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 河川保全区域の指定
- 海岸保全区域の指定
- 土砂災害警戒区域の指定
- "
- "
- "
- 公有水面の埋立の免許
- 風致地区条例による第一種および第二種等の廃止
- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

【公告】

- 種畜証明書の有効期間の延長
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 農用地利用配分計画の認可
- 港湾区域に係る表示の変更
- 道路の位置の指定
- "
- "
- 岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程

【企業局】

総務企画課

"

河川課

防災砂防課

"

"

"

港湾課

都市計画課

会計課

畜産課

耕地課

農村振興課

港湾課

建築指導課

"

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県局用自動車管理規程の一部改正 ○ 岡山県企業局財務規程第二条の規定による局事務所指定の廃止 ○ 岡山県公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【人事委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則 ○ 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) <p style="text-align: center;">【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 	目次
<p style="text-align: center;">選挙管理委員会</p>	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 <p style="text-align: center;">【公安委員会】 (県例規集登載)</p>	目次
<p style="text-align: center;">生活安全企画課</p>	担当課(室)

◎岡山県規則第二十五号

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成五年岡山県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「基づき」を「より」に改め、同項第四号中「基づき厚生労働大臣」を「より知事」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十六号

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一ため池等整備事業（一般型）の項を次のように改める。

ため池整備事業	防災ため池工事	百分の二十二。ただし、中山間地域に係るものにあつては四十五分の六、農林水産大臣が定める大規模事業に係るものにあつては四十五分の五
地震対策ため池防災工事	ため池整備工事等	百分の二十二。ただし、中山間地域に係るものにあつては四十五分の六、農林水産大臣が定める大規模事業に係るものにあつては四十五分の五
		百分の四十。ただし、中山間地域に係るものにあつては四十五分の十五、農林水産大臣が定める大規模事業に係るものにあつては四十五分の二十

別表第一農業用河川工作物応急対策事業の項中「ただし」の下に「、中山間地域に係るものにあつては四十五分の三」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表湖岸堤防事業の項を削り、同表用排水施設整備事業の項を次のように改める。

用排水施設整備	湖岸堤防工事（中	百分の十二。ただし、知事が別に定める
---------	----------	--------------------

			事業
	湖岸堤防工事以外 の工事	湖岸堤防工事（中 山間地域に係るも のに限る。）	山間地域に係るも のを除く。）
	あつては四十五分の二十	百二十五分の二十四	大規模事業に係るものにあつては、百二 十五分の十二
	ものにあつては四十五分の十五、農林水 産大臣が定める大規模事業に係るもの にあつては四十五分の二十	百分の四十。ただし、中山間地域に係る ものにあつては四十五分の十五、農林水 産大臣が定める大規模事業に係るもの にあつては四十五分の二十	

別表第一防災ダム事業の項及びため池等整備事業（再編総合整備型）の項を削る。
附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県営土地改良事業
分担金徴収条例施行規則の規定は、平成二十六年度分の分担金から適用する。

◎岡山県訓令第二号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県電子計算組織運営規程（昭和五十五年岡山県訓令第八号）の全部を改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県情報システム運営規程

（目的）

第一条 この訓令は、岡山県における情報システムの設置、管理及び利用について必要な事項を定め、もって情報システムの適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 情報システム 電子計算機、ネットワーク及びこれらを制御するプログラムで構成され、これらによる情報の記録、演算、加工等の処理及び伝達の方法及び手続の総合的な体系をいい、専ら制御に用いるものを除く。

二 ネットワーク 電子計算機を相互に接続する情報通信網並びにこれを構成する通信機器及び通信回線をいう。

三 データ 情報システムに係る入出力帳票又は記録媒体に記録された情報をいう。

四 所属 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）に規定する本庁の課及び室並びに出先機関をいう。

五 情報管理主管課長 情報システム及びこれに係る情報管理に関する総合的な企画立案及び連絡調整を行う所属の長をいい、県民生活部情報政策課長をもって充てる。

（基本計画の策定）

第三条 県民生活部長は、情報システムの運営に関する基本計画を策定するものとする。

（情報システムの設置）

第四条 情報システムを設置しようとする所属の長は、別に定めるところにより情報管理主管課長に協議しなければならない。既に設置している情報システムの全部若しくは一部を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（情報システムの管理及び利用）

第五条 情報システムの管理は、当該情報システムを設置する所属の長（以下「情報システム主管課長」という。）が行うものとする。

2 情報システム主管課長は、当該情報システムを効率的かつ計画的に利用しなければならない。

3 情報システム主管課長は、情報システムの適正な管理及び利用を図るための要領の策定その他の必要な措置を講じなければならない。

（ネットワークの利用）

第六条 情報システム主管課長は、その管理する情報システムをネットワークに接続しようとするときは、当該ネットワークを管理する所属の長に協議し、その承認を受けなければならない。

（データの管理等）

第七条 情報システム主管課長は、当該情報システムで利用するデータの適正な管理を行うものとする。

2 情報システム主管課長が管理するデータを利用しようとする他の所属の長は、別に定めるところにより、当該情報システム主管課長及び関係する所属の長の承認を受けなければならない。

（情報セキュリティに関する対策の実施）

第八条 情報システム主管課長は、別に定めるところにより、必要な情報セキュリティ（データについて、その権限を有する者のみが当該データを利用することができ、当該データの処理及び伝達が正確であり、当該権限を有する者が必要ときに当該データを利用することができる状態の維持をいう。）に関する対策を実施しなければならない。

（情報システムの設置等の業務の委託）

第九条 必要と認める場合は、情報システム主管課長は、情報システムの設置、管理、利用等に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定により第三者に委託するときは、データを適正に管理させるために必要な措置を講じなければならない。

（情報システムの設置等に係る調整等）

第十条 情報管理主管課長は、情報システムの設置、管理、利用、第八条の対策の実施等の状況について、情報システム主管課長に対し、必要な事項を調査し、報告を求め、

又は必要に応じ助言若しくは調整を行うことができる。

(業務継続計画等)

第十一条 情報管理主管課長は、災害等により情報システムに障害が発生した場合においても業務を継続することができるよう、あらかじめ情報システムの復旧に係る計画を策定し、当該計画に基づいて必要な措置を講じておかなければならない。

2 情報システム主管課長は、災害等によりその設置する情報システムに障害が発生した場合においても当該情報システムによる業務を継続することができるよう、あらかじめ当該情報システムの復旧に係る計画を策定し、当該計画に基づいて必要な措置を講じておかなければならない。

3 情報システム主管課長は、前項の計画を策定するに当たっては、第一項の計画との整合性の確保を図るものとする。

(研修)

第十二条 情報管理主管課長は、情報システムの適正かつ効果的な運営に必要な知識及び技能を有する職員を養成するための研修を行うことができる。

2 前項の研修は、総務部人事課長と協議して行うものとする。

(その他)

第十三条 この訓令の施行に関し必要な事項は、県民生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十号

昭和四十二年岡山県告示第八十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、
平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表水島港の項中

管理棟事務室	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番	二六一・二三平方メートル
一		

を

管理棟事務室	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番	甲種 九九・一四平方メートル	乙種 二六一・二三平方メートル
一			

に改め

る。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第七十一号

平成二十七年年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）作成の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めらるる事項
生産、出荷及び在庫の数量
- (2) その基準となる期日又は期間
毎月末日

4 報告を求めらるる者

2の事業所のうち約六十事業所

5 報告を求めらるるために用いる方法 郵送調査

6 報告を求めらるる期間 毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

(1) 報告を求めらるる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めらるる者

県内全市町村

5 報告を求めらるるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めらるる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光施設等（以下「観光施設等」という。）の観光客数、観光内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光振興に役立てる。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 年間入込数がおおむね一万人以上の観光施設等

(2) 観光施設等を訪れた観光客

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等の月別入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客の居住地及び使用交通機関等

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2(1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、平成二十七年五月、八月及び十

4 報告を求める者

一月並びに平成二十八年二月のうち各二日間

- (1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、当該観光施設等のうち約五百箇所

- (2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約五千人

5 報告を求めるために用いる方法

- (1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、郵送調査

- (2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求める期間

- (1) 2 (1)の観光施設等を対象とする調査にあつては、平成二十八年一月

- (2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

四 岡山県産業廃棄物実態調査

1 県統計調査の目的

県内の産業廃棄物の発生、処理及び処分等の状況を総合的に調査し、現状の把握及び将来の予測を行い、第四次岡山県廃棄物処理計画の策定の基礎資料を得るとともに、具体的施策の検討等産業廃棄物の適正処理の推進に役立てる。

2 県統計調査の対象の範囲

産業廃棄物を排出する事業場

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項

2の事業場において発生した産業廃棄物の種類、発生量、中間処理方法、中間処理後量、処理先若しくは処分先又は再生利用先の名称及び所在地、委託中間処理方法、委託中間処理後の処分方法並びに再資源化用途

- (2) その基準となる期日又は期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 報告を求める者

2の事業所のうち約八万二千事業場

5 報告を求めるために用いる方法

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

郵送調査

6 報告を求める期間

平成二十七年九月

7 実施部課名

環境文化部循環型社会推進課

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

トウリハウス訪問介護センター津山

2 所在地

岡山県津山市林田七七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社桃李の里

2 所在地

岡山県岡山市北区広瀬町二―四〇

三 廃止年月日

平成二十七年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一五二九

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市社会福祉協議会訪問入浴事業所たかはし

2 所在地

岡山県高梁市向町二一番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

- 1 名称
社会福祉法人高梁市社会福祉協議会
- 2 所在地
岡山県高梁市向町二一番地三
- 3 廃止年月日
平成二十七年三月三十一日
- 4 介護保険事業所番号
三三七〇九〇〇二〇五
- 5 サービスの種類
訪問入浴介護
介護予防訪問入浴介護

◎岡山県告示第百七十三号

昭和五十七年岡山県告示第五百六十八号（漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理である地方公共団体の長が管理することが適当と認め知事と協議して定めた区域）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第七十四号

平成二十七年において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に定める建設工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

資格審査を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成二十五年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る総合評定値が、千五十点以上である者であること。

6 都道府県税（岡山県知事又は岡山県県民局長が課したものに限る。）、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から9までに定めるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から12までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可証明書
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状（原本）
- 6 法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知書の写し
- 7 岡山県に県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
- 8 税務署長が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 9 岡山県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内

にある場合のみ)

- 10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 12 1から11までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間 随時（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によっては、入札執行日までに資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所 岡山県土木部監理課建設業班（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）
 - 3 提出方法 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間 資格を付与された日から平成二十八年五月三十一日までとする。
 - 2 更新手続 平成二十八年二月五日から同月十五日まで（休日を除く。）に三に定める申請書類を四2の場所に提出すること。
- 六 その他
- 1 申請書の作成に使用する言語
申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。
 - 2 申請者への資格審査の結果通知
文書で通知する。
 - 3 入札公告の方法
令第六百六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。
 - 4 資格審査についての問い合わせ先
岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第七十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	西一宮中北上線	津山市下田邑二二三二番地先から 苫田郡鏡野町布原一四五番二地先まで

二 指定する日

平成二十七年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲

げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁御津線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町竹荘字古市九四六番四 地先から	新		一一・〇〇 一〇〇・〇	一四六四・〇
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ三三番 一地先を経て	旧		六・五〇 四〇・〇	一四六四・〇
加賀郡吉備中央町竹荘字古市九四六番四 地先から	旧		五・二〇	一一〇〇・〇

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

加賀郡吉備中央町黒土字地藏堂一三七四番一地先まで	
	一三・〇

区	域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで	加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで		新	三・四 八・一	二八五・四
加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで	加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで		新	三・四 八・一	二八五・四
加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで	加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで		新	六・二 二八・〇	六二〇・〇
加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで	加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地先まで		旧	三・四 八・一	二八五・四

一 道路の種類 県道

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

二地先から 小田郡矢掛町里山田字徳吉一六八番一 地先まで	旧	六・〇〇 一・二・〇	三〇九・〇
------------------------------------	---	---------------	-------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
玉野市沼字奥田六八番地先から 玉野市西田井地字北浜二三九三番一七地 先を経て 玉野市梶岡字上検田七八三番一地先まで	新	一〇・〇〇 六九・〇	二八三五・〇
玉野市東野崎二一番一三三番一七地先から 玉野市山田字殿池三八五六番一七地先を 経て 玉野市山田字南原地三一七六番一七地先 まで	新	五・六〇 二一・〇	八八八・五
玉野市沼字奥田六八番地先から 玉野市西田井地字北浜二三九三番一七地 先を経て 玉野市梶岡字上検田七八三番一七地先 まで	旧	一〇・〇〇 六九・〇	二八三五・〇
玉野市沼字奥田六八番地先から 玉野市梶岡字上検田七八三番一七地先 まで	旧	五・四〇 二〇・五	二九七三・九

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 佐伯長船線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
赤磐市勢力二六番三地先から		新		三七・〇〇	八九・七
赤磐市勢力七四五番二地先まで		旧		一六・五	
赤磐市勢力二六番三地先から				四〇・四〇	八九・七
赤磐市勢力七四五番二地先まで				一九・九	

一 道路の種類 県道
 二 路線名 高梁坂本線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
高梁市成羽町吹屋字堂ノ峠一五三番二地先から		新		九・〇〇	一〇一七・〇
高梁市成羽町吹屋字松根山裾三八番一地先を経て				四四・五	
高梁市成羽町吹屋字吹ソラシ山寄四九〇番地先まで					
高梁市成羽町吹屋字堂ノ峠一五三番二地					

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 大佐日野線
 三 道路の区域

先から 高梁市成羽町吹屋字松根山裾三八番一 地先を経て 高梁市成羽町吹屋字吹ソラシ山寄四九〇 番地先まで	先から 高梁市成羽町吹屋字堂ノ峠一五三番二地 先から 高梁市成羽町吹屋字吹ソラシ山寄四九〇 番地先まで
旧	
九・〇 四四・五	三・〇 四五・〇
一〇一七・〇	九〇六・〇

新見市大佐上刑部字井手平ノ上一七四一 番地先から 新見市大佐上刑部字井手之上一七二八番 一地先まで	新見市大佐上刑部字井手平ノ上一七四一 番地先から 新見市大佐上刑部字井手之上一七二八番 一地先まで
新	旧
六・八 一〇・二	五・四 七・八
五五・八	五五・八

区 域

新 旧 別

幅 員
(メートル)

延 長
(メートル)

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 賀陽有漢線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七五番九地先から		新		一四・九〇 三四・五	八〇・〇
加賀郡吉備中央町豊野字縄カラケ七七番二地先まで		旧		五・三〇 三四・五	三九〇・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 市場佐用線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
美作市宮原字上ミ前田一一九八番一地先から		新		一〇・〇〇 五二・〇	三二二・〇
美作市宮原字池ノ上へ九八七番一地先まで		新		一〇・〇〇 五二・〇	三二二・〇

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 黒忠井原線
 三 道路の区域

井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先	井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先	区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先	井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先		新	四・〇〇 三〇・〇	七四六・〇
井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先	井原市野上町字イザサ四四九二番一地从先		旧	四・〇〇 三〇・〇	七四六・〇

美作市宮原字上ミ前田一一九八番一地从先	美作市宮原字池ノ上へ九八七番一地从先	美作市宮原字宮原一〇四四番七地先を経	美作市宮原字宮ノ元一一九九番一地从先	美作市宮原字桶シリ一二六三番一地从先	美作市宮原字桶シリ一二六三番一地从先
			旧	一〇・〇〇 五二・〇〇	三二一・〇〇
				五・五〇 二〇・二〇	二八六・〇〇

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の幅員の変更である。

まで

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日 (時間)
県道	高梁旭線	加賀郡吉備中央町尾原字荒木一五三八番一地 先から 加賀郡吉備中央町尾原字尾在一〇六〇番一地 先を経て 加賀郡吉備中央町尾原字火打岩一一〇七番地 先まで	平成二十七年三月三十一日
	北房川上線	新見市大佐上刑部字井手平ノ上二七四一番地 先から 新見市大佐上刑部字井手之上二七二三番一地 先まで	
	矢掛寄島線	小田郡矢掛町里山田字南三宅一六六六番二地 先から 小田郡矢掛町里山田字徳吉一六八番一地先まで	
倉敷飽浦線		玉野市東野崎二一番一三地先から	

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

黒忠井原線	大佐日野線	高梁坂本線	佐伯長船線	
井原市野上町字イザサ四四九二番一地先から 井原市野上町字上り田五一九一番三地先まで	新見市大佐上刑部字井手之上二七二三番一地 先から 新見市大佐上刑部字井手之上二七二八番一地 先まで	高梁市成羽町吹屋字堂ノ峠一五三番二地先か ら 高梁市成羽町吹屋字稻荷窪下モ切一九一番一 地先まで	赤磐市勢力三〇六番一地先から 赤磐市勢力七四五番二地先まで	玉野市山田字殿池三八五六番一地先まで
平成二十七年三月三十一日			平成二十七年三月三十一日（十五時）	

◎岡山県告示第百七十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の規定により、河川保全区域を次のとおり指定し、平成二十七年四月一日から施行する。なお、昭和三十四年岡山県告示第三百二十七号（河川附近の土地の区域の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 堤防のある箇所にあつては、その堤防の外部（川表）で河川区域の境界から五十メートル以内の区域及び堤防の内部（川裏）で河川区域の境界から二十メートル以内の区域

二 堤防のない箇所にあつては、河川区域の境界から二十メートル以内の区域

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百七十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域維持管理課において一般の縦覧に供する。なお、昭和五十七年岡山県告示第五百六十七号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 金浦海岸保全区 域 (延長2,334m 方位 真北)	基点1から基点20までを順次結んだ線並びに基点1, 補助点1-1, 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 8-1, 9-1, 14-1, 15-1, 16-1, 20-1, 及び基点20を順次結んだ線によって囲まれた区域のうち鉄道敷地及び河川区域を除いた区域	基点1から基点20までの順次結んだ線並びに基点1, 補助点1-1, 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 8-1, 9-1, 14-1, 15-1, 16-1, 20-1, 及び基点20を順次結んだ線によって囲まれた区域のうち鉄道敷地及び河川区域を除いた区域
	基点1 (基点) 岡山県笠岡市金浦字金崎50の28番地の標柱	
	基点2 基点1から 35° 30' の方向へ距離 63.0mの点	
	基点3 基点2から 50° 00' の方向へ距離 72.0mの点	
	基点4 基点3から 322° 00' の方向へ距離 146.0mの点	
	基点5 基点4から 225° 00' の方向へ距離 33.0mの点	
	基点6 基点5から 343° 00' の方向へ距離 211.0mの点	
	基点7 基点6から 72° 00' の方向へ距離 12.0mの点	
	基点8 基点7から 337° 30' の方向へ距離 85.0mの点	
	基点9 基点8から 293° 00' の方向へ距離 216.0mの点	
	基点10 基点9から 30° 30' の方向へ距離 37.0mの点	
	基点11 基点10から 331° 00' の方向へ距離 58.0mの点	
	基点12 基点11から 243° 30' の方向へ距離 202.0mの点	
	基点13 基点12から 210° 30' の方向へ距離 49.0mの点	
	基点14 基点13から 152° 00' の方向へ距離 64.0mの点	
	基点15 基点14から 87° 00' の方向へ距離 122.0mの点	

基点16	基点15から	149° 00′	の方向～距離	546.0mの点
基点17	基点16から	185° 30′	の方向～距離	125.0mの点
基点18	基点17から	195° 00′	の方向～距離	52.0mの点
基点19	基点18から	290° 00′	の方向～距離	16.0mの点
基点20	基点19から	210° 00′	の方向～距離	73.0mの点
補助点 1-1	基点 1から	227° 30′	の方向～距離	31.0mの点
補助点 2-1	基点 2から	293° 00′	の方向～距離	34.0mの点
補助点 3-1	基点 3から	277° 00′	の方向～距離	42.0mの点
補助点 4-1	基点 4から	183° 00′	の方向～距離	46.0mの点
補助点 5-1	基点 5から	193° 30′	の方向～距離	58.0mの点
補助点 8-1	基点 8から	215° 30′	の方向～距離	45.0mの点
補助点 9-1	基点 9から	263° 00′	の方向～距離	77.0mの点
補助点14-1	基点14から	25° 30′	の方向～距離	46.0mの点
補助点15-1	基点15から	28° 00′	の方向～距離	48.0mの点
補助点16-1	基点16から	78° 00′	の方向～距離	42.0mの点
補助点20-1	基点20から	118° 00′	の方向～距離	103.0mの点

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇一K足守〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K足守〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K石妻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K尾上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K尾上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K上土田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下足守〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下足守〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一K牟佐〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K牟佐〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K牟佐〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K牟佐〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K日近〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K芳賀〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K長野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K田益〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K杉谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K杉谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K菅野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K菅野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下高田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一K牟佐〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K牟佐〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K牟佐〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K横井上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K横井上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K横尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉宗〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町小倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町三明寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町三明寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町下神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町下神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町鶴田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町鶴田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町鶴田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石畝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町角石谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一	K	建部町角石谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町角石谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町角石谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町土師方〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町福渡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町和田南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町和田南〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	建部町和田南〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津石上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津石上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津石上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津石上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津石上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津伊田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津宇垣〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津宇垣〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津鹿瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津鹿瀬〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津金川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津金川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津川高〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津川高〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一	K	御津川高〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一 K 御津草生〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津草生〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津国ヶ原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津国ヶ原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津国ヶ原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津下田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津下田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津高津〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津高津〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津中畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津中畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津中畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津矢原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津芳谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津芳谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津芳谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津芳谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津芳谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 赤坂台〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一K 網浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 今谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 長利〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 邑久郷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 幸地崎町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 幸地崎町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 幸地崎町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 幸地崎町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 幸地崎町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 古都南方〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 古都南方〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西幸西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西幸西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沼〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 東幸西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 東幸西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 南古都〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 南水門町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町江尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町鍛冶屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町鍛冶屋〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町鍛冶屋〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町鍛冶屋〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町宗堂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町万富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町万富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D下足守〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D下足守〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D下足守〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D下足守〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D上高田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栢谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D尾上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D粟井〇三二	土石流	次の図のとおり
二〇一D粟井〇三〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D足守〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D足守〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D足守〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D足守〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D足守〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D牟佐〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D福谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D日近〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D日応寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D長野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D津高台〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D菅野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D下高田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D下高田〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D建部町下神目〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町三明寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町三明寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町川口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町川口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町市場〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D横尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D横尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D横井上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D牟佐〇〇八	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D建部町下神目〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町下神目〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町角石谷〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町西原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町西原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D御津草生〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津草生〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津草生〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津川高〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津川高〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津金川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津鹿瀬〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町福渡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町土師方〇〇七	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D 古都南方〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 古都南方〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 古都南方〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 古都南方〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 浦間〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津芳谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津芳谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津芳谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津高津〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津下田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津下田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津下田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津下田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津国ヶ原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津国ヶ原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津草生〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D 飽浦〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町森末〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町森末〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町森末〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町万富〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町万富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町寺地〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町寺地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町大井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町塩納〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町塩納〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町笹岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町笹岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町坂根〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町光明谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町観音寺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町鍛冶屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 矢津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 沼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 沼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 城東台南〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 古都南方〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 古都南方〇〇九	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇一D 飽浦〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 飽浦〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 飽浦〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 飽浦〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 郡〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一J 原〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 建部町下神目〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 建部町角石畝〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 建部町角石畝〇〇二	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 建部町角石畝〇〇三	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 建部町和田南〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 瀬戸町笹岡〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 郡〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇一J 彦崎〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K浅原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K浅原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K有城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K大島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K尾原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K片島町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K串田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島宇野津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島上の町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島田の口〇〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K児島由加〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇二K酒津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K笹沖〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K新田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島上成〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島黒崎〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道越〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道越〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K粒江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K鳥羽〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K中庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K林〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K広江〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇二K福井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福江〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福江〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福田町浦田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K福田町古新田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町藤戸〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K二子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K二子〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K二日市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松江〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K松江〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D浅原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D生坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D酒津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D粒江〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D広江〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D福江〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇二D真備町市場〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町尾崎〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町尾崎〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町川辺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町箭田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町箭田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町箭田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町箭田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町箭田〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K阿波〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K阿波〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K榑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K堀坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D阿波〇一五	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇三D 加茂町河井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町河井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町河井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町河井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町小渕〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町宇野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町青柳〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町青柳〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町青柳〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町青柳〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町青柳〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 阿波〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 阿波〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 阿波〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 阿波〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町公郷〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇三D加茂町公郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町山下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町山下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町塔中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町塔中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町知和〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町知和〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町榎井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇七	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇三D加茂町成安〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D瓜生原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D瓜生原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D西吉田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D上田邑〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二〇三D種〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県告示第百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇五K相生〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K相生〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K相生〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K相生〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K有田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K有田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K有田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K有田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K今立〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K今立〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K今立〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K今立〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K入江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K入江〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K生江浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K生江浜〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大亘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大亘〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大河〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大河〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K小平井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇五K笠岡〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K笠岡〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K金浦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇五D有田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D有田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D相生〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五K吉浜〇〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K吉浜〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K吉浜〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K吉田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K用之江〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K美の浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K東大戸〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K入田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K入田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K入田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K園井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K新賀〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K新賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K篠坂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K篠坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島外浦〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇五D今立〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D今立〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D生江浜〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D大井南〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D大井南〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D大宜〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D大宜〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D大宜〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D大宜〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D大河〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D押撫〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇一九	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇五D新賀〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D篠坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島外浦〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島外浦〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島外浦〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D金浦〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇五D笠岡〇二〇	土石流	次の図のとおり

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

二〇五D新賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D新賀〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D園井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D園井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D園井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D園井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D園井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D広浜〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D広浜〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D広浜〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D広浜〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D広浜〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D馬飼〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D馬飼〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D馬飼〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D馬飼〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D用之江〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D用之江〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D用之江〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D用之江〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇二	土石流	次の図のとおり

二〇五D吉田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇五D吉浜〇〇六	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7328番，7328番1及び7328番2の地先

公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ直線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院西脇三等三角点（北緯34度35分56秒5335，東経134度07分08秒4631。以下「基点」という。）から196度55分15秒 1,154.07mの地点

②の地点	①の地点から120度32分43秒	27.99mの地点
③の地点	②の地点から29度13分54秒	1.16mの地点
④の地点	③の地点から120度41分52秒	13.82mの地点
⑤の地点	④の地点から210度37分53秒	40.17mの地点
⑥の地点	⑤の地点から120度37分53秒	0.57mの地点
⑦の地点	⑥の地点から210度37分53秒	6.48mの地点
⑧の地点	⑦の地点から302度03分37秒	8.31mの地点
⑨の地点	⑧の地点から212度03分37秒	0.89mの地点
⑩の地点	⑨の地点から302度03分37秒	48.25mの地点

(3) 埋立面積

2,251.44㎡

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

岡山県瀬戸内市牛窓町大字鹿忍字子父雁7328番，7328番1及び7328番2の地先

岡山県公報 第11673号 平成27年3月31日

公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とLの地点を結んだ直線により囲まれ

た区域

Aの地点	基点から	196度55分15秒	1,154.07mの地点
Bの地点	Aの地点から	120度32分43秒	27.99mの地点
Cの地点	Bの地点から	29度13分54秒	1.16mの地点
Dの地点	Cの地点から	120度41分52秒	14.39mの地点
Eの地点	Dの地点から	30度37分53秒	11.36mの地点
Fの地点	Eの地点から	120度37分53秒	55.80mの地点
Gの地点	Fの地点から	210度37分53秒	60.00mの地点
Hの地点	Gの地点から	301度55分37秒	14.00mの地点
Iの地点	Hの地点から	210度37分53秒	103.50mの地点
Jの地点	Iの地点から	300度37分53秒	95.00mの地点
Kの地点	Jの地点から	30度37分53秒	105.39mの地点
Lの地点	Kの地点から	301度57分54秒	3.27mの地点

(3) 面積

15,509.82㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 免許を受けた者

(1) 氏名又は名称

岡山県

(2) 所在地

岡山市北区内山下二丁目4番6号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

(4) 代表者の住所

岡山市中区国富三丁目13番13号

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

5 免許の年月日

平成27年3月25日

◎岡山県告示第百八十五号

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和四十五年岡山県告示第四百五十八号（風致地区条例による第一種および第二種）
- 二 昭和六十一年岡山県告示第三百四十八号（岡山県風致地区条例施行規則の規定による第一種地区の指定）

- 三 平成十六年岡山県告示第百七十三号（岡山県風致地区条例施行規則の規定による甲種地区及び乙種地区の指定）

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百八十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十七年三月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

○瀬戸内市邑久町尾張三〇番地一	所在地	売りさばき人
瀬戸内市 市長 武久 顕也	名称及び代表者の氏名	売りさばき場所
瀬戸内市邑久町尾張三〇〇番地一		

〔一二四〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成二十七年定期種畜検査を行うことができないうちのものについてその有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

〔二二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

鏡野町小田土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	氏名	住所	理事の別
寺岡 孝		苫田郡鏡野町小座一五七	理事
池田 洋次	池田 洋次	〃 〃 一三四二一二	〃
本山 紘司	本山 紘司	〃 〃 一四三八一一	〃
居森 啓吉	居森 啓吉	〃 〃 上森原三二	〃
高鳥 益栄		〃 〃 下森原三三一	〃
高田 新一	高田 新一	〃 〃 上森原四八〇	〃
松本 吉則	松本 吉則	〃 〃 馬場一四〇	〃
田淵 卓也	田淵 卓也	〃 〃 塚谷九七五	〃
	正影 博一	〃 〃 小座六五四	〃
	居森 照美	〃 〃 下森原一四四	〃
本田 栄	本田 栄	〃 〃 馬場一五八	監事
杉本 正徳	杉本 正徳	〃 〃 小座五二八	〃

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

〔二二六〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
安東 章治	美作市粟井中一六一九	美作市松脇字山根田三一他三筆	
近藤 勝彦	美作市小畑七二	美作市大町字切田二八八六他一筆	
絹田 英二	美作市長谷内二三五	美作市小畑字籾ノ内八六一他二筆	
福島 將夫	美作市豊野四五七	美作市川北字梁ヶ坪一七九他三筆	
土居 伸二	美作市川上二三〇七	美作市川東字井落三一他六筆	
農事組合法人 赤田営農セン ター	美作市赤田一〇一三	美作市原字上ミ三五一他七筆	
小林 一三	美作市宮原五八二一七	美作市五名字嫁田九六一一他三筆	
有限会社大原 農業振興セン ター	美作市古町三五〇	美作市赤田字広井四九六一他七筆	

二 認可年月日

平成二十七年三月二十五日

三 申請年月日

平成二十七年二月二十五日

〔一二七〕笠岡港港湾区域に係る表示を変更したので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 港湾名 笠岡港

二 位置 笠岡市

三 港湾管理者 岡山県

四 港湾区域

黒岩鼻（北緯三四度二七分四二秒、東経一三三度三二分二四秒）から一八〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に神島まで引いた線、金浦金崎鼻（北緯三四度三〇分二一秒、東経一三三度二九分三六秒）から二四二度五三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御崎（北緯三四度二六分三〇秒、東経一三三度二八分二五秒）から二七五度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三〇分一、八八メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定により指定された横江漁港の区域を除く。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

〔二二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令備中局 建第二〇二四号 平成二十七年三月 十八日	井原市木之子町字梅ノ木三一五一番 九、三一五二番二の一部	六・〇〇	八四・五一

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

〔二二九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇九号 平成二十七年三月 二十三日	勝田郡勝央町勝間田字町南七四九番 一、七四九番一地先道	四・四六〇 四・九九	三五・〇〇

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局組織規程の一部を改正する規程

岡山県企業局組織規程（昭和五十三年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中

発電課	業務班 発電班
-----	---------

を

総務課	発電課
-----	-----

に改める。

第四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第五条各号を次のように改める。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 文書の收受、発送、編さん及び整備保管に関する事。
- 三 職員の服務、給与及び福利厚生に関する事。
- 四 予算の経理に関する事。
- 五 企業出納事務に関する事。
- 六 物品の購入、出納、保管及び処分に関する事。
- 七 財産の維持管理に関する事。
- 八 工事契約及び執行手続に関する事。
- 九 補償に関する事。
- 十 発電施設の運転に関する事。
- 十一 発電施設の保守管理に関する事。
- 十二 工事に関する調査、設計、監督及び検査に関する事。

十三 その他発電施設に関する事。

第六条を次のように改める。

(工業用水道事務所の事務)

第六条 工業用水道事務所においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 文書の收受、発送、編さん及び整備保管に関する事。
- 三 職員の服務、給与及び福利厚生に関する事。
- 四 予算の経理に関する事。
- 五 企業出納事務に関する事。
- 六 物品の購入、出納、保管及び処分に関する事。
- 七 財産の維持管理に関する事。
- 八 工事契約及び執行手続に関する事。
- 九 補償に関する事。
- 十 工業用水道施設の運転に関する事。
- 十一 工業用水の浄水及び給水に関する事。
- 十二 工業用水道施設の保守管理に関する事。
- 十三 工事に関する調査、設計、監督及び検査に関する事。
- 十四 その他工業用水道施設に関する事。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「別表第三 局事務所長への個別委任事項」を 「別表第三 局事務

別表第四 発電総合管理事務所長への個別委任事項」

所長への個別委任事項

に改める。

第二条第十三号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改める。

第五条中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第七条中「別表第四の「事項」欄に掲げる事項を発電総合管理事務所長に」を削る。

別表第二17の項の次に次の一項を加える。

18 諸手当の認定等に係る事実確認

別表第三中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

別表第四を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程

岡山県企業局公印規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「発電課長」を「総務課長」に改め、

岡山県企業局 企業出納員印	岡山県企業局 企業出納員	六	六
岡山県企業局 工業用水道事 務所企業出納 員印	〃	七	七
		径	径
		一五ミリメートル	一五ミリメートル

を

岡山県企業局 企業出納員印	岡山県企業局 企業出納員	六	六
岡山県企業局 発電総合管理 事務所企業出 納員印	〃	七	七
岡山県企業局 工業用水道事 務所企業出納	〃	八	八
		径	径
		一五ミリメートル	一五ミリメートル

員印

に改める。

別図中二を次のように改める。

※ 印影（別図二）については、省略

別図中七を八とし、六の次に次のように加える。

※ 印影（別図七）については、省略

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

本局	
課長	室長
四種	五種

を

本局	
課長（総務企画課長に限る。）	室長 課長（総務企画課長を除く。）
四種	五種

に、

所長	五種
を	
所長	六種
に改め	

る。
第四条第一項中「第六項」を「及び第六項」に改め、「及び第七項に規定する伝染

病防疫作業に従事する職員」を削り、同条第七項を削り、同条第八項中「及び前項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第五条第二項中「の職にある職員にあつてはその額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を」及び「、発電総合管理事務所長及び工業用水道事務所長」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

「別表第一 工業用水道事業勘定科目表」を「別表第一 局事務所及び企業出納員」

別表第二 電気事業勘定科目表 別表第二 工業用水道事業勘定科目表

別表第三 資産単位物品表（工業用水道事業）を 別表第三 電気事業勘定科目表

別表第四 資産単位物品表（電気事業）を 別表第四 資産単位物品表（工業用水道事業）

別表第五 資産単位物品表（電気事業）を 別表第五 資産単位物品表（電気事業）

第二条第二号を削り、同条第三号中「前号の事業所のうち公営企業管理者（第七条及び第八十八条を除き、以下「管理者」という。）が別に指定して告示したものをいう。」を「本局の予算の令達を受けてこれを執行する別表第一に掲げる事業所をいう。」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条を次のように改める。

（企業出納員）

第三条 本局及び局事務所に企業出納員を置き、その本局又は局事務所の所管する業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

2 本局の企業出納員は、公営企業管理者（第七条及び第八十八条を除き、以下「管理者」という。）が任命する。

3 局事務所の企業出納員は、別に辞令を発せられた場合を除き別表第一の下欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

4 管理者は、必要があるときは、前二項に定める職にある者のほか、別に企業出納員を命ずることが出来る。

5 前項の企業出納員は、第一項に定める企業出納員に事故があるときに限り、その職務を行うものとする。

第四条第一項中「事業所」を「局事務所」に改め、同条第三項中「物品取扱員は、本局にあつては経理班長を、事業所（局事務所を除く。）にあつては所長」を「本局の物品取扱員は、経理班長」に改め、同条第四項中「局事務所長」を「局事務所の所長（以下「局事務所長」という。）」に改める。

第十一条第一項中「局事務所の経理担当課」を「局事務所の総務課」に改める。

第十三条第一項中「経理担当課長」を「局事務所の総務課長（以下「総務課長」という。）」に改め、同条第二項中「経理担当課長」を「総務課長」に改める。

第十五条第一項中「、第四号及び第五号」を「、第八号、第九号及び第十号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 固定資産（備品）台帳

二 交付金台帳

三 貯蔵品出納簿

四 準備品出納簿

五 備品保管簿

六 貯蔵品受払簿

七 準備品保管簿

八 企業債及び借入金台帳

九 有価証券台帳

十 預金整理簿

十一 未精算整理簿

十二 預り金整理簿

第十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「事業所」を「局事務所」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改める。

第三十三条第一項中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第三十五条中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第四十条第二項第二号を削り、同項第三号中「、経理担当課長」を「、総務課長」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十五条の二を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

（前金払）

第四十五条の二 施行令第二十一条の七第八号の規定により前金払をすることができる経費は、次のとおりとする。

一 土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第三条各号に掲げる権利で、同法による登記の嘱託に必要な添付書類を取得したものに限る。）の買収代価

二 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった場合における営業補償費その他の補償費（施行令第二十一条の七第四号に掲げる経費を除く。）

三 船舶、船舶用機関、船舶の機装品、車両施設器材、通信機器その他これに類するものを建造し、又は製造させる場合で、その経費が三百万円以上であり、かつ、納入までに六月以上の期間を要するときにおけるその代価

四 保険料

五 前各号に掲げるもののほか、前金払で支払をしなければならない経費で特に必要と認められるもの

2 前金払金の限度額は、管理者が別に定める。

第七十五条第一項中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第八十八条中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第八十九条中「、別表第三及び別表第四」を「、別表第四及び別表第五」に改める。

第九十六条中「事業所又は事業所」を「局事務所又は局事務所」に、「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第九十八条中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第二百五条中「事業所の所長」を「局事務所長」に改める。

第一百六条第二項中「経理担当課長」を「総務課長」に改める。

第一百七十七条中「事業所」を「局事務所」に改める。

第二百二十二条（見出しを含む。）中「評価方法」を「評価基準及び評価方法」に改め、同条第二号中「低価法」を「先入先出法による原価法」に改める。

別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第1（第2条、第3条関係） 局事務所及び企業出納員

局事務所	企業出納員
工業用水道事務所	総務課長
発電総合管理事務所	総務課長

様式第一号中「岡山県企業局工業用水道事務所長」を「局事務所長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2
(経過措置)
改正後の岡山県企業局財務規程の規定は、平成二十七年度の事業年度から適用し、平成二十六年以前
の事業年度については、なお従前の例による。

◎岡山県企業訓令第一号

岡山県局用自動車管理規程の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県局用自動車管理規程の一部改正

岡山県局用自動車管理規程（昭和五十年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、同条第四号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第三号」を「前号」に、「事業所」を「局事務所」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第四条第二号中「総務担当課長」を「総務課長」に改め、同条第三号を削る。
第九条中「事業所の長」を「所属長」に改める。

第十五条を次のように改める。

（自動車車歴表）

第十五条 所属長は、所属所に配属された局用自動車について自動車車歴表（様式第五号。以下「車歴表」という。）を備えて整理しておかなければならない。

2 所属長は、車歴表の記載事項のうち、自動車検査証の記載事項について変更を生じたときは、その都度総務企画課長に報告しなければならない。

第十六条中「車歴表の副本」を「車歴表」に改める。

第十七条中「総務担当課長の、事業所（局事務所を除く。）にあつては事業所の長」を「総務課長」に改める。

第十九条中「事業所の長」を「所属長」に、「事業所の管理」を「局事務所の管理」に改める。

様式第二号中「車歴表」を「車歴表」に改める。

様式第七号中「車歴表」を「車歴表」に、「車歴表」を「車歴表」に改める。

「車歴表」を「車歴表」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の岡山県局用自動車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業告示第一号

昭和四十七年岡山県企業告示第一号（岡山県企業局財務規程第二条の規定による局事務所の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、岡山県公営企業の業務に係る現金の出納の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を株式会社中国銀行県庁支店に定め、平成二十七年四月一日から施行する。なお、昭和三十九年岡山県企業告示第一号（岡山県公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定）は、廃止する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、岡山県公営企業の業務に係る現金の出納の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を株式会社中国銀行県庁支店に定める。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 給与条例第十八条の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。

一 初任給調整手当

二 特地勤務手当（給与条例第十三条の三の規定による手当を含み、給料の月額に対するものに限る。）

三 農林漁業普及指導手当

四 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の規定により月額で定められている特殊勤務手当（当該手当の支給されない場合を除く。）

五 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）第四条の規定によるへき地手当（同条例第五条の規定による手当を含み、給料の月額に対するものに限る。）

様式第一号中

を

この届出は、事実と相違ないものと認める。

年 月 日

所属長



認

印

この届出は、事実と相違ないものと認める。

年 月 日

所属長

(公 印 省 略)

認

印

に

給与条例第9条及び給与支給規則第9条の規定に従い、上記のとおり確認し、認定します。

年 月 日

職氏名



を

岡山県職員給与条例第9条及び岡山県職員給与支給規則（昭和26年岡山県人事委員会規則第11号）第9条の規定に従い、上記のとおり確認し、認定します。

年 月 日

職氏名

(公 印 省 略)

を

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県職員給与支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項中

勝山高等学校（蒜山校地に限る。）	真庭市蒜山上長田	を
蒜山高等学校	〃	
勝山高等学校（蒜山校地に限る。）	真庭市蒜山上長田	に改める。
蒜山高等学校	真庭市蒜山上長田	

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第二十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月十八日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	を
倉敷スイートレジデンス	倉敷市中庄三五四二一	に、
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	を
有料老人ホームハモニカ ドゥーエ	玉野市長尾二一六	を
有料老人ホームハモニカ ドゥーエ	玉野市長尾二一六	に改める。
特別養護老人ホーム玉野 山田荘	玉野市山田三二七五	

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県公安委員会告示第五十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成二十七年四月六日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十七年四月七日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十七年四月九日(木)	午後一時		
平成二十七年四月十三日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十七年四月十七日(金)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十七年四月二十日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十七年四月二十二日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十七年四月二十七日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十七年五月四日(月)	午前十時		

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

平成二十七年五月八日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年五月十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年五月十二日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年五月十四日(木) 午後一時	
平成二十七年五月十八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年五月二十五日(月) 午前十時	
平成二十七年五月二十六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月五日(金) 午後一時	
平成二十七年六月八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月九日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月十五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月十六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月二十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十七年六月二十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
平成二十七年六月二十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年四月六日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年四月八日（水） 午前九時	
平成二十七年四月十日（金） 午前九時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十七年四月十三日（月） 午前九時	
平成二十七年四月十五日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年四月十六日（木） 午後一時	
平成二十七年四月十七日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年四月二十日（月） 午前九時	
平成二十七年四月二十二日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年四月二十四日（金） 午前九時	
平成二十七年四月二十七日（月）	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

午前九時	平成二十七年五月一日(金)	午前九時	平成二十七年五月八日(金)	午前九時	平成二十七年五月十一日(月)	午前九時	平成二十七年五月十三日(水)	午前九時	平成二十七年五月十五日(金)	午前九時	平成二十七年五月十八日(月)	午前九時	平成二十七年五月二十日(水)	午後一時	平成二十七年五月二十一日(木)	午前九時	平成二十七年五月二十二日(金)	午前九時	平成二十七年五月二十五日(月)	午前九時	平成二十七年五月二十七日(水)	午前九時	平成二十七年六月一日(月)	午前九時	平成二十七年六月三日(水)	平成二十七年六月五日(金)
															備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場											
															真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場											

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

3 スキート射撃（クレーがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

平成二十七年四月七日（火） 午後一時	日 時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十七年六月二十九日（月） 午前九時	平成二十七年六月二十六日（金） 午前九時	平成二十七年六月二十四日（水） 午前九時
平成二十七年六月二十二日（月） 午前九時	平成二十七年六月十九日（金） 午前九時	平成二十七年六月十八日（木） 午後一時
平成二十七年六月十七日（水） 午前九時	平成二十七年六月十五日（月） 午前九時	平成二十七年六月十二日（金） 午前九時
平成二十七年六月十日（水） 午前九時	平成二十七年六月八日（月） 午前九時	午前九時
真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場		備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

平成二十七年四月九日(木) 午後一時	平成二十七年四月十日(金) 午前十時	平成二十七年四月十七日(金) 午後一時	平成二十七年四月十七日(金) 午前十時	平成二十七年四月二十二日(水) 午後一時	平成二十七年四月二十四日(金) 午前十時	平成二十七年五月一日(金) 午前十時	平成二十七年五月八日(金) 午後一時	平成二十七年五月八日(金) 午前十時	平成二十七年五月十二日(火) 午後一時	平成二十七年五月十四日(木) 午後一時	平成二十七年五月十五日(金) 午前十時	平成二十七年五月二十二日(金) 午前十時	平成二十七年五月二十六日(火) 午後一時	平成二十七年五月二十九日(金) 午前十時
	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

平成二十七年六月三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月五日(金) 午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月九日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月十二日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月十六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月十九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年六月二十四日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年六月二十六日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成27年3月31日 岡山県公報 第11673号

◎岡山県公安委員会告示第五十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十七年四月七日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十七年四月二十一日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十七年五月十二日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十七年五月二十六日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十七年六月二日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十七年六月二十三日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平

成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。